

社会福祉法人 釧路創生会
特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
ケアハウスやまざくら運営規程

第1条) 事業の目的

社会福祉法人釧路創生会が開設するケアハウスやまざくら（以下「事業所」という。）が行う指定特定施設入居者生活介護及び介護予防指定特定施設入居者生活介護（以下「特定施設入居者生活介護」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び設備、管理運営に関する事項を定め、指定特定施設入居者生活介護の円滑な運営管理を図ることを目的とする。

第2条) 運営の方針

（１）指定特定施設入居者生活介護の従事者は、施設サービス計画に基づき、要介護状態になった利用者の心身の特性をふまえて、利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事などの介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るよう支援を行う。

（２）事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、利用者の意志・人格を尊重し常に利用者の立場にたって、総合的なサービスの提供に努める。

第3条) 施設の名称等

- （１）名称 ケアハウスやまざくら
- （２）所在地 釧路市桜ヶ岡4丁目9番1号

第4条) 職員の職種、員数、および職務内容

施設に勤務する職種、員数、および職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者・・・１名（常勤兼務）

管理者は、施設の従業者の管理、介護老人福祉施設の利用の申込に係わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。

（２）生活相談員・１名以上（常勤専従）

生活相談員は、利用者及び家族の相談や利用計画等のサービス調整を行う。

（３）計画作成担当者・１名以上（常勤専従）

入居者のニーズに基づき、サービス計画を立案する。

（４）介護職員・・・８名以上（常勤・非常勤）専従

介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の日常生活全般の介護を行う。

（５）看護職員・・・２名以上（常勤２名、兼務１名／専従、機能訓練指導員と兼務）

入居者の健康及び薬の管理、健康保持のための適切な措置と医師との連携支援を行う。

(6) 機能訓練指導員・・・1名以上（看護職員兼務）

第5条) 入居者の定員及び居室数

(1) 定員 50名

(2) 居室数 個室 50室

第6条) 指定特定施設入居者生活介護サービスの内容

(1) 指定特定施設入居者生活介護は、要支援・要介護者を対象に、要介護者3人または、要支援者10人に1人の介護職員を配置し、夜間は夜勤者をおき、介護を提供する。

(2) 指定特定施設入居者生活介護のサービス内容

- ① 入浴介助（週2回以内）
- ② 居室の清掃、洗濯などの生活介助
- ③ 看護師による日常の健康管理・健康相談・服薬管理
- ④ 夜間の巡回
- ⑤ 必要時の食事介助、排泄介助
- ⑥ 協力病院への通院介助
- ⑦ ケアプランで必要とされる福祉用具の貸し出し
- ⑧ その他ケアプラン上支援が必要とされること

(3) 利用者は、介護保険給付外サービスとして、次の各号のサービスを受けることができる。

- ① 複写物の交付 利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費をご負担して頂きます。（10円／1枚）
- ② 日常生活において、通常必要となるものに係る費用であって、利用者が負担することが適当と認められるもの。

第7条) 利用料等

(1) 施設が提供する指定特定施設入居者生活介護サービスの利用料は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、当該指定特定施設入居者生活介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、各個人の介護保険負担割合証の額とする。

また、指定特定施設入居者生活介護サービス以外で、利用者が負担することが適当と認められる費用は実費とする。

(2) 有料サービス費用は30分600円とする。

(3) 介護保険料の滞納等により、保険給付額が減額されている場合は、減額後の額を徴収する。

(4) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

第8条) 施設利用の留意事項

指定特定施設入居者生活介護施設の利用者は、次の事項について特に留意すべきものとする。

- (1) 管理者及び従業員が提供する指定特定施設入居者生活介護サービスに必要な協力を
行い、円滑かつ安全な指定特定施設入居者生活介護施設の利用に努めること。
- (2) 利用者相互の親睦を図り、紛争を避けること。
- (3) 身の回りの清潔、整理整頓その他環境衛生に務め、その能力に応じて自発的に協
力すること。
- (4) 利用者相互で金銭及び物品の貸借を行わないこと。
- (5) 施設の備える設備及び備品の取扱いは、丁寧に行うこと。
- (6) 危険物及び危険のおそれのある物品等を持ち込まないこと。
- (7) 声、器物、楽器等の音を異常に大きく出すなどして、他の利用者に迷惑を及ぼさ
ないこと。
- (8) 腐敗性飲食物等の健康を害するおそれのある物を持ち込み、及び飲食しないこと。
- (9) 施設内の秩序・風紀を乱し、又は安全・衛生を害さないこと。
- (10) その他定められた規則を遵守すること。

第9条) 緊急時等における対応方法

指定特定施設入居者生活介護施設を利用中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医あるいは協力機関に連絡し、適切な措置を行うものとする。

第10条) 非常災害対策

- (1) 天災その他の災害が発生した場合、従業員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。
また、管理者は、日常的に具体的な対処の方法、避難経路及び協力機関等との連携
方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- (2) 非常災害に備えて、非常災害を具体的に定めた組織的な避難訓練を定期的に行う。

第11条) 虐待防止に関する事項

施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うこと
ができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業員
に周知徹底を図るものとする。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(入所者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第 12 条) 業務継続計画の策定等

- (1) 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (3) 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 13 条) その他の運営についての留意事項

- (1) 事業者は従業員の資質向上を図るため研修の機会を設けるものとし、また、業務態勢を整備する。
- (2) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約との内容とする。
- (4) 施設が、居宅介護支援事業者等の必要な機関に利用者、及びその家族に関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書により利用者、及びその家族の同意を得るものとする。
- (5) 利用者本人、または他の利用者等の生命、または身体が危険にさらされる可能性が高い場合で、他に代替方法が無い場合以外には、身体拘束を実施しない。またやむを得ず実施する場合は理由等を記録する。
- (6) この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人釧路創生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 5 年 3 月 31 日から施行する。